

平成25年 8 月28日 招集

平成25年門真市教育委員会第8回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第8回定例会  
 平成25年8月28日（水）午後2時  
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第22号	門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の制定の申出について	1
第4	議案第23号	門真市立幼稚園条例の一部改正の申出について	26
第5	議案第24号	平成25年度教育費補正予算の見積り申出について	30
第6	議案第25号	門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について	33

## 議案第22号

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の制定の申出について

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の制定を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年 8 月 28 日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

## 提案理由

門真市立小学校及び中学校において少人数学級編制を実施するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、門真市立小学校及び中学校において少人数学級編制（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第2項の規定により大阪府教育委員会が定めた1学級の児童又は生徒の数の基準を下回る数で学級を編制することをいう。）を実施するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

**第2条** 市費負担教員の任命権は、門真市教育委員会（以下「任命権者」という。）に属する。

2 市費負担教員の採用は選考によるものとし、その選考は教育長が行うものとする。

(任用期間)

**第3条** 市費負担教員の任用期間は、1年以内とし、かつ、1会計年度を超えることができない。ただし、任命権者が特に必要と認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより、再度、任用することができる。

(退職)

**第4条** 市費負担教員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職する。

- (1) 任用期間が満了したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 本人の都合により退職を申し出て、任命権者が認めたとき。

(分限及び懲戒)

**第5条** 市費負担教員の分限又は懲戒は、地方公務員法第28条又は第29条の定めるところによる。

(給与の種類)

**第6条** 市費負担教員の給与は、給料及び手当とする。

- 2 手当の種類は、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とする。

(給料)

**第7条** 給料表は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 市費負担教員には、前項の給料表を適用する。
- 3 新たに給料表の適用を受ける市費負担教員となった者の号給は、教育委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 4 給料の支給方法については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）の例による。

(扶養手当等)

**第8条** 扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当（以下「扶養手当等」という。）の額及び支給方法については、給与条例の例による。

(特殊勤務手当)

**第9条** 市費負担教員が、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が次項の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに、特殊勤務手当として教員特殊業務手当を支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの
  - ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
  - イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
  - ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導の業務
- (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を伴うもの
- (3) 教育委員会規則で定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を伴うもの
- (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）又は補習若しくは講習（正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）における児童又は生徒に対する指導の業務で、門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年門真市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日（以

下「週休日」という。)又は勤務時間条例第9条第2項に規定する休日若しくは勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日(以下これらを「休日等」という。)に行うもの

- 2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

業務	区分	手当の額
前項第1号に掲げる業務	週休日若しくは休日等において、従事した時間が7時間45分以上であるとき又は週休日及び休日等以外の日において、正規の勤務時間(勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)以外に従事した時間が6時間以上であるとき。	前項第1号アに掲げる業務にあつては、6,400円(被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合(教育委員会規則で定める場合に限る。)にあつては、その額にその100分の100に相当する額を加算した額)、同号イ及びウに掲げる業務にあつては、6,000円
	週休日若しくは休日等において、従事した時間が5時間以上7時間45分未満であるとき又は週休日及び休日等以外の日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が3時間以上6時間未満であるとき。	前項第1号アに掲げる業務にあつては、3,200円(被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合(教育委員会規則で定める場合に限る。)にあつては、その額にその100分の100に相当する額を加算した額)、同号イ及びウに掲げる業務にあつては、3,000円
前項第2号及び第3号に掲げる	その日において、従事した時間が7時間45分以上	3,700円

業務	であるとき。	
前項第4号に掲げる業務	週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き6時間以上であるとき。	3,700円
	週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き4時間以上6時間未満であるとき。	2,800円

3 特殊勤務手当の支給方法については、門真市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年門真市条例第19号）の例による。

（義務教育等教員特別手当）

**第10条** 市費負担教員に、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額、別表第2に掲げるとおりとする。

3 義務教育等教員特別手当は、扶養手当等の支給方法に準じて支給する。

（退職手当）

**第11条** 退職手当の額、支給方法等については、一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和40年条例第20号。以下「退職手当条例」という。）の例による。

（給与の減額、休職者の給与等）

**第12条** 第6条から前条までに定めるもののほか、給与の減額、休職者の給与その他給与の取扱いに関し必要な事項は、給与条例の例による。

（教職調整額）

**第13条** 市費負担教員に、教職調整額を支給する。

2 教職調整額の月額は、給料の月額に100分の4を乗じて得た額とする。

3 地域手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び休職者の給与について給料をその算定の基礎とする場合においては、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とする。

4 教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

（旅費）

**第14条** 市費負担教員については、公務のための旅行に係る費用として、門真市職員

の旅費に関する条例（昭和58年門真市条例第4号）の例により、旅費を支給する。

（休憩時間）

**第15条** 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては45分、8時間を超える場合においては、1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性その他の事由により必要がある場合において、教育委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

**第16条** 任命権者は、教育委員会規則で定める業務に従事する場合で臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において、市費負担教員に勤務をすることを命ずることができる。

（休暇の種類）

**第17条** 市費負担教員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

（年次有給休暇）

**第18条** 任命権者は、市費負担教員に労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の定めるところにより年次有給休暇を与えることができる。

2 年次有給休暇は、1年ごとにおける休暇とし、その日数は、1年において、次に掲げる市費負担教員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号に掲げる市費負担教員以外の市費負担教員 20日

(2) 当該年の中途において新たに市費負担教員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数

3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、任命権者が特に必要と認めるときは、15分を単位とすることができる。

4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、教育委員会規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

5 任命権者は、年次有給休暇を市費負担教員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

6 年次有給休暇の承認については、教育委員会規則で定める。



(病気休暇)

**第19条** 任命権者は、市費負担教員が負傷又は疾病（公務による場合を除く。）のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、当該市費負担教員に対し、無給の休暇を与えることができる。この場合において、病気休暇の期間については、教育委員会規則で定める。

2 病気休暇の承認については、教育委員会規則で定める。

(特別休暇)

**第20条** 任命権者は、市費負担教員（教育委員会規則で定める市費負担教員に限る。）に対し、公民権の行使、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により市費負担教員が勤務しないことが相当である場合として教育委員会規則で定める場合における有給の休暇又は無給の休暇を与えることができる。この場合において、教育委員会規則で定める有給の休暇又は無給の休暇については、教育委員会規則でその期間を定める。

2 特別休暇の承認については、教育委員会規則で定める。

(介護休暇)

**第21条** 任命権者は、市費負担教員（教育委員会規則で定める市費負担教員に限る。）が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、当該市費負担教員に対し、無給の休暇を与えることができる。この場合において、介護休暇の期間については、教育委員会規則で定める。

2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

3 介護休暇の承認については、教育委員会規則で定める。

(服務)

**第22条** 市費負担教員は、次に掲げる事項を常に遵守しなければならない。

(1) 職務遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(2) 職務遂行に当たっては、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(3) 任用される職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしては

ならない。

(4) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(研修)

**第23条** 任命権者は、業務の遂行上必要な知識及び技能を修得させるための研修を命ずることができる。

(委任)

**第24条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(給与条例の一部改正)

2 給与条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) <b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） 第24条第6項の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員、 <u>門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成22年門真市条例第1号）第2条第1号に規定する非常勤嘱託職員及び同条第2号に規定する臨時的任用職員並びに門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>	(目的) <b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） 第24条第6項の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員 <u>並びに門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成22年門真市条例第1号）第2条第1号に規定する非常勤嘱託職員及び同条第2号に規定する臨時的任用職員</u> を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

改正後	改正前
(平成25年門真市条例第 号) 第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。) の給与に関する事項を定めることを目的とする。	

(退職手当条例の一部改正)

3 退職手当条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) <b>第4条</b> 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年門真市条例第5号。以下「定年条例」という。))第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)、 <u>法律の規定に基づく任期を終えて退職した者</u> 又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。	(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) <b>第4条</b> 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年門真市条例第5号。以下「定年条例」という。))第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) _____又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

改正後	改正前
<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p><b>第5条</b> 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（定年条例第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）<u>、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者</u>又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p><b>第5条</b> 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（定年条例第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。） _____</p> <p>_____</p> <p>又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p>

改正後	改正前
<p><b>第5条の3</b> 第5条第1項に規定する者  <u>(25年以上勤続し、法律の規定に基づく</u>  <u>任期を終えて退職した者を除く。)</u> のう  ち、定年条例第3条に規定する定年に達  する日から6月前までに退職した者で  あつて、その勤続期間が25年以上であ  り、かつ、その年齢が定年条例第3条に  規定する定年から10年を減じた年齢以  上であるものに対する同項及び前条第  1項の規定の適用については、次の表の  左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ  る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる  字句に読み替えるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div>	<p><b>第5条の3</b> 第5条第1項に規定する者  _____のう  ち、定年条例第3条に規定する定年に達  する日から6月前までに退職した者で  あつて、その勤続期間が25年以上であ  り、かつ、その年齢が定年条例第3条に  規定する定年から10年を減じた年齢以  上であるものに対する同項及び前条第  1項の規定の適用については、次の表の  左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ  る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる  字句に読み替えるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div>

(勤務時間条例の一部改正)

4 勤務時間条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和  25年法律第261号）第24条第6項の規定  に基づき、職員（門真市一般職の非常勤  嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤  務条件等に関する条例（平成22年門真市  条例第1号）第2条第1号に規定する非  常勤嘱託職員及び同条第2号に規定す  る臨時的任用職員並びに門真市少人数</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和  25年法律第261号）第24条第6項の規定  に基づき、職員（門真市一般職の非常勤  嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤  務条件等に関する条例（平成22年門真市  条例第1号）第2条第1号に規定する非  常勤嘱託職員及び同条第2号に規定す  る臨時的任用職員_____</p>

改正後	改正前
<u>学級編制の実施に係る任期付市費負担</u> <u>教員の任用、勤務条件等に関する条例</u> (平成25年門真市条例第 号) 第1条に <u>規定する市費負担教員を除く。以下同</u> <u>じ。)</u> の勤務時間、休日及び休暇に関し 必要な事項を定めることを目的とする。	_____を除く。以下同 じ。) の勤務時間、休日及び休暇に関し 必要な事項を定めることを目的とする。

(門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

5 門真市職員の育児休業等に関する条例（平成22年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) <b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例 で定める職員は、次に掲げる職員とす る。 (1)～(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤嘱 託職員（門真市一般職の非常勤嘱託職 員及び臨時的任用職員の任用、勤務条 件等に関する条例（平成22年門真市条 例第1号）第2条第1号に規定する非 常勤嘱託職員をいう。）及び市費負担 <u>教員（門真市少人数学級編制の実施に</u> <u>係る任期付市費負担教員の任用、勤務</u> <u>条件等に関する条例（平成25年門真市</u> <u>条例第 号）第1条に規定する市費負</u> <u>担教員をいう。）</u> （以下「非常勤嘱託職	(育児休業をすることができない職員) <b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例 で定める職員は、次に掲げる職員とす る。 (1)～(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤嘱 託職員（門真市一般職の非常勤嘱託職 員及び臨時的任用職員の任用、勤務条 件等に関する条例（平成22年門真市条 例第1号）第2条第1号に規定する非 常勤嘱託職員をいう。 <u>以下同じ。</u> ）以 外の非常勤嘱託職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤 <u>嘱託職員</u> (イ) 任命権者を同じくする職（以下 「特定職」という。）に引き続き

改正後	改正前
<p>員等」という。) 以外の非常勤嘱託職員等</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤嘱託職員等</p> <p>(f) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤嘱託職員等</p> <p>(g) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤嘱託職員等（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤嘱託職員等を除く。）</p> <p>(h) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤嘱託職員等</p> <p>イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤嘱託職員等（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤嘱託職員等がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）に</p>	<p>在職した期間が1年以上である非常勤嘱託職員</p> <p>(f) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤嘱託職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤嘱託職員を除く。）</p> <p>(g) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤嘱託職員</p> <p>イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤嘱託職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤嘱託職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤嘱託職員に限る。）</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤嘱託職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期</p>

改正後	改正前
<p>において育児休業をしている<u>非常勤嘱託職員等</u>に限る。)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている<u>非常勤嘱託職員等</u>であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p><b>第2条の2</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 <u>非常勤嘱託職員等</u>の養育する子の1歳到達日</p> <p>(2) <u>非常勤嘱託職員等</u>の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該<u>非常勤嘱託職員等</u>の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休</p>	<p>が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p><b>第2条の2</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 <u>非常勤嘱託職員</u>の養育する子の1歳到達日</p> <p>(2) <u>非常勤嘱託職員</u>の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該<u>非常勤嘱託職員</u>の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法</p>



改正後	改正前
<p>業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該<u>非常勤嘱託職員等</u>が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該<u>非常勤嘱託職員等</u>が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数を言う。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、<u>非常勤嘱託職員等</u>が当該子の1歳到達日（当該子を養育する<u>非常勤嘱託職員等</u>が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は</p>	<p>その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該<u>非常勤嘱託職員</u>が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該<u>非常勤嘱託職員</u>が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数を言う。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、<u>非常勤嘱託職員</u>が当該子の1歳到達日（当該子を養育する<u>非常勤嘱託職員</u>が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当</p>

改正後	改正前
<p>は当該<u>非常勤嘱託職員等</u>の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている<u>非常勤嘱託職員等</u>であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日</p> <p>ア 当該子について、当該<u>非常勤嘱託職員等</u>が当該子の1歳到達日（当該<u>非常勤嘱託職員等</u>がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）におい</p>	<p>該<u>非常勤嘱託職員</u>の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている<u>非常勤嘱託職員</u>であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日</p> <p>ア 当該子について、当該<u>非常勤嘱託職員</u>が当該子の1歳到達日（当該<u>非常勤嘱託職員</u>がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児</p>

改正後	改正前
<p>て育児休業をしている場合又は当該<u>非常勤嘱託職員等</u>の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p>	<p>休業をしている場合又は当該<u>非常勤嘱託職員</u>の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p>
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p>	<p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p>
<p><b>第4条</b> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている<u>非常勤嘱託職員等</u>が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p>	<p><b>第4条</b> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている<u>非常勤嘱託職員</u>が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p>
<p><b>第22条</b> 育児休業法第19条第1項の条例</p>	<p><b>第22条</b> 育児休業法第19条第1項の条例</p>

改正後	改正前
<p>で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する<u>非常勤嘱託職員等</u>以外の<u>非常勤嘱託職員等</u>（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である<u>非常勤嘱託職員等</u></p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める<u>非常勤嘱託職員等</u></p> <p>（部分休業の承認）</p>	<p>で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する<u>非常勤嘱託職員</u>以外の<u>非常勤嘱託職員</u>（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である<u>非常勤嘱託職員</u></p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める<u>非常勤嘱託職員</u></p> <p>（部分休業の承認）</p>
<p><b>第23条</b> 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（<u>非常勤嘱託職員等</u>（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該<u>非常勤嘱託職員等</u>について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児</p>	<p><b>第23条</b> 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（<u>非常勤嘱託職員</u>（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該<u>非常勤嘱託職員</u>について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児</p>

改正後	改正前
<p>時間（以下「育児時間」という。）を承認されている職員（<u>非常勤嘱託職員等</u>を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 <u>非常勤嘱託職員等</u>に対する部分休業の承認については、1日につき、当該<u>非常勤嘱託職員等</u>について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該<u>非常勤嘱託職員等</u>が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>時間（以下「育児時間」という。）を承認されている職員（<u>非常勤嘱託職員</u>を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 <u>非常勤嘱託職員</u>に対する部分休業の承認については、1日につき、当該<u>非常勤嘱託職員</u>について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該<u>非常勤嘱託職員</u>が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

別表第1（第7条関係）

号給	給料月額
	円
1	148,800
2	150,300
3	151,800
4	153,300
5	154,900
6	156,800
7	158,600
8	160,400
9	162,200
10	164,300
11	166,300
12	168,300
13	170,300
14	172,500
15	174,700
16	176,900
17	179,200
18	181,800
19	184,300
20	186,800
21	189,300
22	191,000
23	192,700
24	194,400
25	195,900
26	197,500
27	199,100
28	200,700
29	202,400
30	204,100
31	205,800
32	207,500
33	209,000
34	210,700
35	212,400
36	214,100
37	215,700
38	217,400
39	219,100
40	220,800
41	222,600
42	224,400

43	226,200
44	228,000
45	229,900
46	231,600
47	233,300
48	235,000
49	236,700
50	238,400
51	240,100
52	241,800
53	243,300
54	245,000
55	246,700
56	248,400
57	249,800
58	251,300
59	252,800
60	254,300
61	255,900
62	257,400
63	258,900
64	260,300
65	261,600
66	263,200
67	264,800
68	266,400
69	268,100
70	269,600
71	271,100
72	272,600
73	273,900
74	275,200
75	276,500
76	277,800
77	279,200
78	280,400
79	281,600
80	282,800
81	284,100
82	285,300
83	286,500
84	287,700
85	288,800
86	289,800
87	290,800
88	291,800

89	292,900
90	293,800
91	294,700
92	295,600
93	296,200
94	297,000
95	297,800
96	298,600
97	299,500
98	300,300
99	301,100
100	301,900
101	302,800
102	303,300
103	303,800
104	304,200
105	304,500
106	304,800
107	305,100
108	305,300
109	305,400
110	305,800
111	306,100
112	306,400
113	306,600
114	306,900
115	307,200
116	307,500
117	307,800
118	308,100
119	308,400
120	308,700
121	308,900
122	309,200
123	309,500
124	309,800
125	310,000



別表第 2 (第10条関係)

号給	月額
1	円 2,000
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	2,100
10	
11	
12	
13	2,200
14	
15	
16	
17	2,300
18	
19	
20	
21	2,400
22	
23	
24	
25	2,600
26	
27	
28	
29	2,700
30	
31	
32	
33	2,800
34	
35	
36	
37	2,900
38	
39	
40	
41	3,100
42	

43	
44	
45	3,200
46	
47	
48	
49	3,300
50	
51	
52	
53	3,400
54	
55	
56	
57	3,500
58	
59	
60	
61	3,600
62	
63	
64	
65	3,700
66	
67	
68	
69	3,800
70	
71	
72	
73	3,900
74	
75	
76	
77	4,000
78	
79	
80	
81	4,100
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	

89	4, 200
90	
91	
92	
93	4, 300
94	
95	
96	
97	4, 400
98	
99	
100	
101	
102	
103	
104	
105	4, 500
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	4, 600
114	
115	
116	
117	4, 700
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	4, 800

## 議案第23号

### 門真市立幼稚園条例の一部改正の申出について

門真市立幼稚園条例（昭和62年門真市条例第15号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年 8 月 28 日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

### 提案理由

門真市立浜町幼稚園及び門真市立北巣本幼稚園を廃止するとともに、時間外教育及び通園バスの運行を実施するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立幼稚園条例の一部を改正する条例

門真市立幼稚園条例（昭和62年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(名称及び位置)</p> <p><b>第2条</b> 幼稚園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>門真市立南幼稚園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	門真市立南幼稚園	略	略		<p>(名称及び位置)</p> <p><b>第2条</b> 幼稚園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>門真市立浜町幼稚園</td> <td>門真市浜町22番63号</td> </tr> <tr> <td>門真市立南幼稚園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>門真市立北巢本幼稚園</td> <td>門真市北巢本町2番43号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	門真市立浜町幼稚園	門真市浜町22番63号	門真市立南幼稚園	略	門真市立北巢本幼稚園	門真市北巢本町2番43号	略	
名称	位置																
門真市立南幼稚園	略																
略																	
名称	位置																
門真市立浜町幼稚園	門真市浜町22番63号																
門真市立南幼稚園	略																
門真市立北巢本幼稚園	門真市北巢本町2番43号																
略																	
<p><b>第6条</b> 略</p> <p>(時間外教育)</p> <p><b>第7条</b> 委員会は、園児の保護者から時間外教育（教育課程に係る教育時間以外の時間に希望する園児を対象に行う教育活動をいう。以下同じ。）の利用の申請があったときは、第2条の表に掲げる幼稚園において、時間外教育を行うことができる。</p> <p>2 時間外教育を実施する日、時間外教育の教育時間、時間外教育の利用の申請その他時間外教育の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(保育料等)</p> <p><b>第8条</b> 幼稚園の入園料、保育料、時間外教育に係る利用料及び通園バス使用料（以下「保育料等」という。）の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入園料</td> <td>園児1人につき 1,500円</td> </tr> <tr> <td>保育料</td> <td>園児1人につき 月額 10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	入園料	園児1人につき 1,500円	保育料	園児1人につき 月額 10,000円	<p><b>第6条</b> 略</p> <p>(入園料及び保育料)</p> <p><b>第7条</b> 幼稚園の入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>入園料</td> <td>園児1人につき 1,500円</td> </tr> <tr> <td>保育料</td> <td>園児1人につき月額 10,000円 (年額 120,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	入園料	園児1人につき 1,500円	保育料	園児1人につき月額 10,000円 (年額 120,000円)						
区分	金額																
入園料	園児1人につき 1,500円																
保育料	園児1人につき 月額 10,000円																
入園料	園児1人につき 1,500円																
保育料	園児1人につき月額 10,000円 (年額 120,000円)																

改正後		改正前	
		(年額 120,000円)	
時間	1月を単位として	園児1人につき	
外教育に	時間外教育を利用する場合	月額 5,000円	
係る	1日を午後2時から午後5時まで	園児1人につき	
利用料	単位とから午後5時まで	日額 300円	
	間外教育を利用する場合	園児1人につき	
	午前11時30分から午後5時まで	日額 500円	
通園	バス使用料	園児1人につき	
		月額 3,000円	
<b>第9条</b> 略		<b>第8条</b> 略	
<b>第10条</b> 略		<b>第9条</b> 略	
(保育料等の減免)		(保育料等の減免)	
<b>第11条</b> 委員会は、次の各号の <u>いずれかに該当するときは</u> 、保育料等を減額し、又は免除することができる。		<b>第10条</b> 委員会は、次の各号の <u>一に該当するときは</u> 、保育料等を減額し、又は免除することができる。	
(1)～(2) 略		(1)～(2) 略	
(3) <u>園児が通園バスを使用する場合において、その使用状況に応じて必要と認めるとき。</u>		_____	
(4) <u>前3号に掲げるもののほか、委員会が特別の理由があると認めるとき。</u>		_____	
(出席停止等)		(出席停止又は退園)	
<b>第12条</b> 委員会は、次の各号の <u>いずれかに該当するときは</u> 、当該園児について一時その出席を停止し、又は退園させることができる。		<b>第11条</b> 委員会は、次の各号の <u>一に該当するときは</u> 、当該園児について一時その出席を停止し、又は退園させることができる。	
(1)～(3) 略		(1)～(3) 略	
(4) <u>前3号に掲げるもののほか、委員会が不適当と認めるとき。</u>		(4) <u>その他委員会が不適当と認めるとき。</u>	
2 委員会は、保護者が通園バス使用料を滞納したときは、通園バスの使用を制限する		_____	

改正後	改正前
<p>ことができる。</p> <p><b>第13条</b> 略</p>	<p>_____</p> <p><b>第12条</b> 略</p>

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 議案第24号

平成25年度教育費補正予算の見積り申出について

平成25年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年 8 月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介



平成25年度教育費補正予算見積書

歳入

(款)市債

(項)市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
教育債	4,300	14,300	18,600	一般事業債	14,300	市民プラザ整備事業債 14,300

歳出

(款)教育費

(項)教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
教育振興基金費	-	80,000	80,000	積立金	80,000	○施策評価対象外事業 教育振興基金積立事業 80,000 積立金 基金積立金 80,000

## (款)教育費

## (項)幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
幼稚園管理費	千円 -	千円 2,562	千円 2,562	工事請負費	千円 2,562	千円 ○幼児(就学前)教育の充実 公立幼稚園運営事業 2,562 工事請負費 大和田幼稚園正門改修工事 2,562

## (款)教育費

## (項)保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
市民プラザ費	千円 321	千円 19,184	千円 19,505	工事請負費	千円 19,184	千円 ○スポーツ活動推進体制の充実 市民プラザ体育館・グラウンド運営管理事業 19,184 工事請負費 市民プラザ駐車場拡幅工事 19,184

## 議案第25号

### 門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により門真市議会に門真市教育委員会点検・評価報告書を提出するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年 8 月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により別添の門真市教育委員会点検・評価報告書を門真市議会に提出するにつき、本案を提出するものである。